

合併処理浄化槽設置補助金のご案内

飯能市は、「森林文化都市」として、清流保全を推進しています。

そのため、国の補助制度に**市独自の上乗せ**をして、補助金を交付しています。

●補助金を受けられる条件

- 1 設置場所が公共下水道または特定環境保全公共下水道の認可区域でないこと。
- 2 自己の居住のための住宅に設置すること。(販売、賃貸、別荘等の用途でないもの)
- 3 河川、水路や道路側溝など、浄化槽処理水の排水先があること。
- 4 浄化槽の大きさが10人槽以下で、国庫補助指針に適合していること。
- 5 建築確認または設置届が行われていること。
- 6 飯能市合併処理浄化槽組合に加入している工事業者で施工すること。
- 7 法第7条検査の写し及び法第11条検査の手数料払込書兼受領証又は法第11条検査の依頼が確実に分かる書面を添付すること。(法第11条検査の手数料払込書兼受領証については、飯能市合併処理浄化槽組合に加入する場合は組合入会届をもって充てる)

●補助金額(限度額)

① 既存の住宅の単独処理浄化槽または、くみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合

○国の設置補助制度に市独自の上乗せ補助を行った補助金は下記のとおりです。

5人槽
49万円

7人槽
64万円

10人槽
84万円

さらに上乗せとして、

○単独処理浄化槽の処分費**9万円**または、くみ取り便槽の処分費**6万円**を補助します。

○配管工事に伴う配管費**20万円**を補助します。

○**原市場・名栗清流保全区域**での設置については**5万円**の補助があります。

(例)名栗地区在住の方で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合(5人槽)

$$49万 + 9万 + 20万 + 5万 = 83万$$

② 建築確認に伴い新築、建替え、改修などにより合併処理浄化槽を設置する場合 または、合併処理浄化槽から合併処理浄化槽に入替える場合

5人槽

7人槽

10人槽

○どの大きさでも設置費として**一律12万円**を補助します。

●人槽(浄化槽の大きさ)の基準

●住宅の延床面積が、130㎡以下の場合 …… 5人槽

● " 130㎡を超える場合 …… 7人槽

●2世帯住宅の場合 …… 10人槽

※延床面積に関係なく台所及び浴室が2箇所以上ある場合は、10人槽となります。